

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和4年9月5日 16時00分ごろ
発生場所	長崎県 ^{しまばら} 島原市島原新港 島原新港南防波堤灯台から真方位345° 110m付近 （概位 北緯32° 48.9′ 東経130° 22.0′）
事故の概要	ケミカルタンカー ^{サン クイーン} SUN QUEENは、東進中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和4年9月7日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ケミカルタンカー SUN QUEEN（パナマ共和国籍）、2,993トン 9826392（IMO番号）、SHOKUYU NAVIGATION CO., S. A.
乗組員等に関する情報	船長（大韓民国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（パナマ共和国 発給）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に破口を伴う擦過傷 防波堤 コンクリートに欠損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2.0m、潮汐 上げ潮の末期 島原市には、令和4年台風第11号の接近に伴い、9月5日14時 12分に強風注意報が発表され本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか15人（大韓民国籍2人、インドネシア共和国籍13人）が乗り組み、島原新港の東南東方に延伸している岸壁に右舷着けで係留していたが、台風接近に伴い港外で避泊することとなり、離岸後、風力4の南風が吹く中、風によって北方へ圧流されないように、タグボート1隻を本船の左舷に配置して右舷方に押させ、主機を極微速力前進としバウスラストを右側へ使用しながら約250m東方の港口に向け東進した。 船長は、右舵10°を指示し、タグボートに押させながら、東進を続けていたところ、南方からの強風により北方へ圧流され、本船が右舷方に向首しないまま、港口北側の島原新港北防波堤（以下「本件防波堤」という。）に接近したので、同防波堤を避けようと、右舵一杯を指示したものの効果がなく、本船の左舷船首部外板が本件防波堤に衝突して通過した。 本船は、南風が強く、離岸から港口までの距離が短い中、船長が、バウスラストとタグボート1隻の支援があれば、低速のままでも島原新港の港口を通過できると判断していたが、南方からの強風の影響を考慮すると、速力を出せない分タグボートの支援を2隻にするべきだ

	ったと本事故後に思った。
分析	本船は、台風の接近に伴って風力４の南風が吹く状況下、港口に向けて東進中、船長が、タグボート１隻のみを左舷に配置して右舷方に押させ、バウスラストを右側へ使用しながら主機を極微速力前進として航行を続け、予想以上の風圧で右舷方に向首しないまま南風により北方に圧流されたことから、港口北側の本件防波堤に衝突したものと考えられる。 船長は、離岸から港口までの距離が短い中、バウスラストとタグボート１隻の支援があれば、低速のままでも港口を通過できると判断していたが、予想以上の風圧に対応できず、本件防波堤に向けて圧流され続けたものと考えられる。
原因	本事故は、台風の接近に伴って風力４の南風が吹く状況下、本船が港口に向けて東進中、船長が、タグボート１隻のみを左舷に配置して右舷方に押させ、バウスラストを右側へ使用しながら主機を極微速力前進として航行を続け、予想以上の風圧で右舷方に向首しないまま南風により北方に圧流されたため、港口北側の本件防波堤に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、台風接近に伴い、港内から港外へ移動して避泊する場合、強風に対する本船への影響を考慮した上、複数のタグボートによる支援を受けるなど、十分に安全を確保して出航すること。